

1 奨学生採用候補者の決定

進学予定の大学院を置く学校の長の推薦を受けた人について機構で選考を行い、採用候補者を決定します（決定時期は進学予定の大学院に確認してください）。採用されなかった場合も含め、提出された申込書類等は返却しません。大学院又は機構が責任をもって廃棄します。

採用候補者として決定した人には、「奨学生採用候補者決定通知」「奨学生採用候補者の皆さんへ」等の書類が交付されます。
※交付される書類は、一部変更となる可能性があります。

書類	対象	備考
2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知（以下、「決定通知」という。）	全員	紛失した場合は、進学予定の大学院に速やかに申し出てください。なお、初回振込みが大幅に遅れる場合があります。
2026年度大学院奨学生採用候補者の皆さんへ	全員	進学前の準備、進学届の提出について説明している冊子です。

2 奨学生採用候補者の辞退

全ての奨学金の採用候補者を辞退する場合は、進学届を入力しないことにより辞退となります。また、第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金の併用貸与の採用候補者が、第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金のどちらかを辞退する場合は、進学届の画面において辞退の手続きを行うことができます。

※授業料後払い制度を辞退する場合、授業料の納付方法に関しては進学先の大学院にご相談ください。

3 「入学時特別増額貸与奨学金」の貸与を受けるまでの手続き

入学時特別増額貸与奨学金は、あなたやあなたの保護者等が公庫の「国の教育ローン」を申込み等したものの利用できなかった世帯の学生を対象とする奨学金です。ただし、予約採用申込時に申告された家計基準が一定額以下の場合、公庫の「国の教育ローン」を申し込む手続きを省略できます。申込みの手続きが必要かどうかは、「決定通知」に記載された以下の表示により異なります。表示に従い、次のページの図（フローチャート）にて手続きを進めてください。

○ 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「国の教育ローン」の申込不要と記載されている人は、「A」に従ってください（「国の教育ローン」への申込みは不要です）。

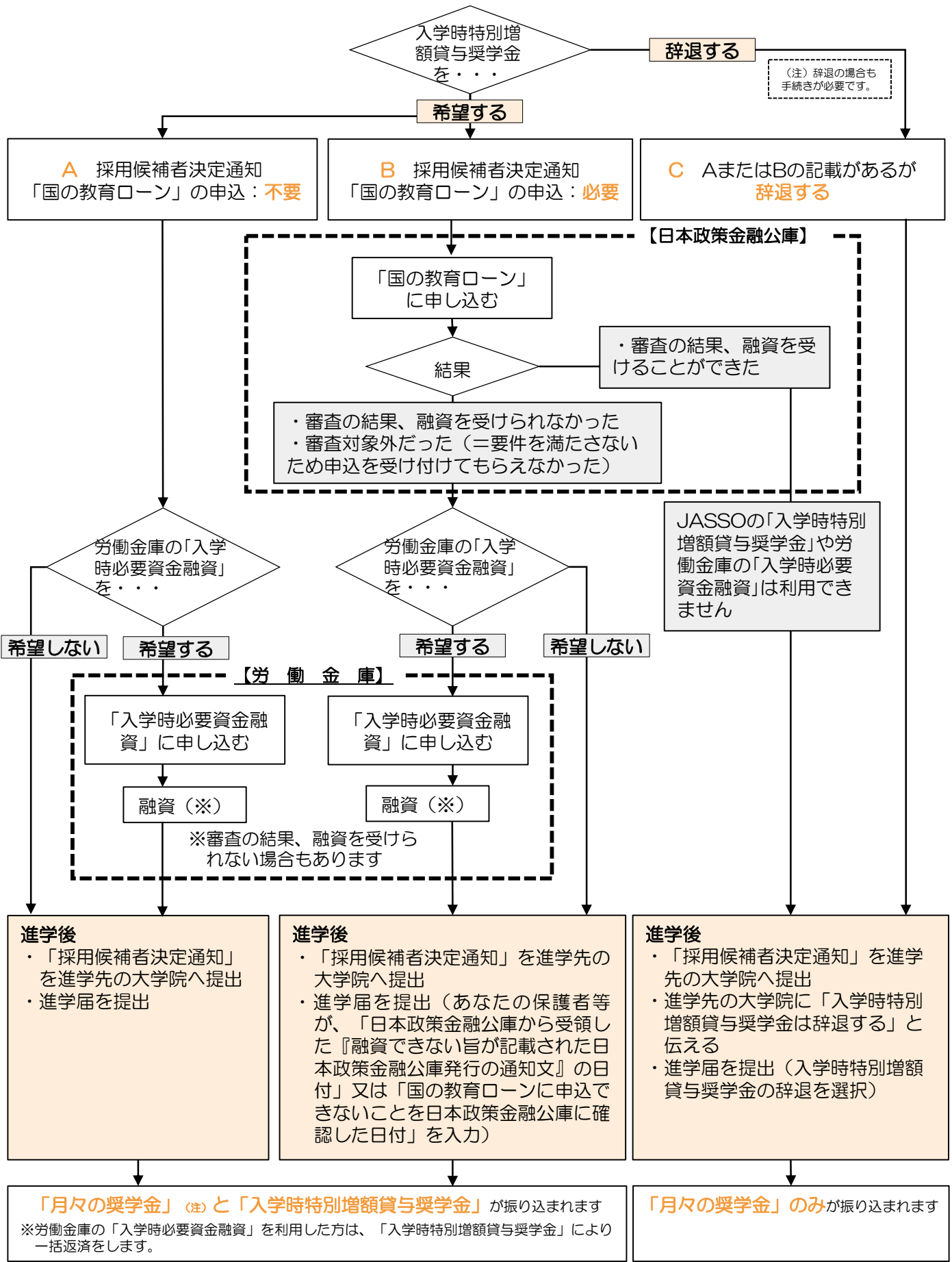
※「A」の対象者は、奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額が0円の人です。

○ 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「国の教育ローン」の申込必要と記載されている人は「B」に従ってください（「国の教育ローン」への申込みが必要です）。

なお、「国の教育ローン」の融資を受けることができた場合は、本機構の入学時特別増額貸与奨学金は、利用できません。

※「B」の対象者は、奨学金申込時の家計基準における貸与額算定基準額が0円を超えている人です。

○ 採用候補者決定通知で上記「A」「B」のいずれかが記載されていても、進学届で入学時特別増額貸与奨学金の辞退を希望する人は、「C」に従ってください。



(注) 授業料後払い制度の「授業料支援金」のうち支援対象授業料（授業料相当額の支援）は、原則として、学校が指定する口座（学校指定口座）へ振り込まれます。

4 労働金庫（労金）の「入学時必要資金融資」（つなぎ融資）について

前図の労働金庫の「入学時必要資金融資」（以下、「つなぎ融資」という。）とは、**入学前に必要な資金について、「決定通知」に記載された入学時特別増額貸与奨学金の金額の範囲内で労働金庫が融資する**制度です。入学後に振り込まれる「入学時特別増額貸与奨学金」にて、利子を含めて融資された金額を一括で返済することになります。

(1) つなぎ融資を受けるまでの手続き

つなぎ融資を申込み際は「入学時特別増額貸与奨学金」を受けることができることを証明する書類を労働金庫に提出することが必要です（本ページ **5**「進学時の提出書類」参照）。

注1 「決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に「**国の教育ローン**」の**申込必要**と記載のある人は、**日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込手続きを行い、進学時の提出書類を揃えておく**必要があります（35ページ **3**参照）。

注2 進学先により、合格決定から入学金の納付期限までの期間が短い等、**つなぎ融資を利用できない場合がありますので、ご注意ください。**

(2) つなぎ融資に関する注意点

- ① 進学後、速やかに「進学届」を提出すること（進学届の提出日より奨学金の初回振込日が変動します）。
- ② 進学届提出時に、必ず入学時特別増額貸与奨学金を希望すること。また、入学時特別増額貸与奨学金の貸与額を変更する場合は、「つなぎ融資」の金額よりも低い金額にしないこと（労働金庫への一括返済ができなくなります）。
- ③ 奨学金振込口座として、**必ず労働金庫の普通預金口座（本人名義）を開設すること。**

5 進学時の提出書類（2026年4月以降入学後）

進学したときは、速やかに、進学先の大学院の奨学金窓口に必要な書類を提出してください。

なお、予約採用の人（採用候補者）を対象とした奨学金の手続きに関する説明会への出席を指示されることがあります。必ず出席してください。

書類	備考
2026年度大学院奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】	全員提出が必要です。

6 「進学届」の提出

上記 **5** の提出書類を進学先の大学院に提出した後、大学院より進学届提出に必要なIDやパスワードが交付されます。そのIDとパスワードを用いてインターネットにて「進学届」を提出します。なお、進学届において、連帯保証人・保証人等の情報を機構に届け出ます。

7 奨学生採用候補者決定内容の変更・訂正・辞退

「進学届」で変更可能な事項と提出後に進学先の大学院での手続きが必要な事項は、以下のとおりです。なお、今後変更となる可能性があります。

「進学届」で変更可能な事項	「進学届」提出後に大学院への願・届の提出が必要な事項
・ 第一種奨学金又は授業料後払い制度・第二種奨学金の併用貸与の片方の辞退 ・ 入学時特別増額貸与奨学金のみ辞退 ・ 本人の生年月日 ・ 本人の性別 ・ 貸与月額 ・ 生活費奨学金の月額 ・ 入学時特別増額貸与奨学金の貸与額 ・ 利率の算定方法 ・ 保証制度（※1） ・ 奨学金振込口座 ・ 第一種奨学金の返還方式 ・ 授業料後払いから第一種奨学金への変更（※2） ・ 第一種奨学金から授業料後払いへの変更（※2）	・ 本人の氏名

※1 授業料後払い制度は機関保証制度のみとなります。保証制度の変更はできません。

※2 変更する場合は、進学先の大学院に相談してください。

8 別の種類の奨学金を希望する場合

予約採用で決定したものと別の種類の奨学金を希望する場合（例：予約採用で第一種奨学金又は授業料後払い制度の採用候補者となった人が第二種奨学金も希望する場合）、申込資格、基準、注意事項等を満たしていれば、進学後の「在学採用」の募集時期に申し込むことができます。

1 採用時の手続き

進学届の提出後、奨学生として決定し、奨学金を受け取るまでの概要は次のとおりです。

(1) 奨学生採用に係る書類の交付

以下の書類が進学先の大学院から交付されます。

奨学生採用に係る書類	備考
「奨学生証」	
「返還誓約書（兼個人情報情報の取扱いに関する同意書）」（以下、「返還誓約書」という。）	本ページ (2) 参照
「貸与奨学生のしおり」（ダイジェスト版）	機構ホームページ掲載
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証制度選択者のみ

(2) 「返還誓約書」の提出

「返還誓約書」を大学院の指示に従って提出し、機構が受理・審査して採用が確定します。「返還誓約書」は選択した保証制度ごとに必要な書類を添付し、大学院が定めた期限までに提出してください。**期限までに提出しない場合は、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。**（授業料後払い制度において、学校指定口座へ振り込まれた支援対象授業料は、大学院から機構へ返金されます。その分の授業料の納付については大学院の指示に従ってください。）



- ・ 機関保証の場合は「本人以外の連絡先」の人の署名が、人的保証の場合は連帯保証人・保証人の自署・押印（実印）が必要です。
- ・ 人的保証の場合、この段階になって連帯保証人・保証人から断られることのないよう、申込みの時から依頼する予定の人によく説明して承諾を得ておいてください。

●返還誓約書と同時に提出することが必要な書類

書類	備考
「保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書」	機関保証を選択した人は提出が必要です。
連帯保証人・保証人の必要書類 （20ページ 13 【人的保証制度】(5) 参照）	人的保証を選択した人は提出が必要です。
【申込時にあなたのマイナンバーを提出できない場合】 市区町村で発行された奨学生（あなた）本人の「住民票」（コピー不可、誓約日（返還誓約書に印字される日付）から3か月前以降に発行されたもの）	

※「返還誓約書」とともに提出する「住民票」は、マイナンバーの記載のないものを提出してください。

※ 必要な添付書類は「返還誓約書」右下に印字されます。

なお、第二種奨学金及び「定額返還方式」を選択した第一種奨学金については、返還誓約書において、返還する際の割賦方法を選択する必要があります。

（参考）割賦方法の選択の説明は15 ページ **11** (2)

2 奨学金貸与中の手続き・注意事項

(1) 貸与を受けている間の注意事項

- ① 奨学生に採用された後は、「貸与奨学生のしおり」(機構ホームページ掲載)をよく読んで、必要な手続きについて理解し、奨学生としての自覚を持って、勉学に励んでください。
- ② 在学中は、大学院の奨学金担当者と連絡を緊密に取ってください。大学院が行う説明会には必ず出席し、説明を理解し、必要な書類の提出等指示を守ってください。また、大学院からの呼び出しには必ず応じてください。
- ③ 「返還誓約書」に記載した内容に変更が生じた場合は、大学院の指示に従って必ず所定の変更届を提出してください。

(2) 適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、機構の基準を満たして奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要があります。

貸与期間中は、毎年1回(12月～2月頃)「奨学金継続願」をスカラネット・パーソナル(裏表紙参照)を通じて提出する必要があります。提出する前に「貸与額通知」(スカラネット・パーソナルで確認)に記載されている貸与月額、貸与終期までの貸与予定額及び貸与終了後の返還額等を、人的保証制度を選択した人は連帯保証人・保証人とともに確認してください。また、家庭の経済状況や卒業後の生活設計を十分考慮し、貸与月額を見直したうえで「奨学金継続願」を提出してください。大学院は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行います。これを適格認定といいます。

手続きを怠ったり、学業成績が不振等の場合は、奨学生の資格を失い、奨学金の貸与が打ち切られることがあります。奨学生としての自覚を持って勉学等に励んでください。

(3) 奨学生採用後に変更できる項目・変更できない項目

[奨学生採用後に変更できる項目]

項目	留意事項
奨学金の辞退	奨学金はいつでも辞退する(やめる)ことができます。 なお、授業料後払い制度は、辞退の申し出をした場合でも、奨学生に課せられている授業料の都合により、それより後に授業料支援金が振り込まれることがあります(その場合でも、返還は必要です)。
奨学金振込口座	振込口座の情報に誤りがあった場合は、振込みが大幅に遅れる可能性があります。 なお、授業料後払い制度の授業料支援金の振込先は、大学院が、大学院とするか本人とするかを変更することができます。本人が変更することはできません。
貸与月額 生活費奨学金の月額	本冊子で紹介している奨学金は貸与制であり、卒業後、返還が必要です(授業料後払い制度は、授業料支援金も含めて返還が必要です)。返還の負担を考慮して必要最低限の金額となるよう計画的に利用してください。 ただし、40ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の「入学時特別増額貸与奨学金の額」は変更できません。 授業料後払い制度の支援対象授業料の金額は大学院が指定します。本人が変更することはできません。なお、支援対象授業料の変更により、貸与予定総額が返還誓約書に記載された借入金額より大きくなる場合は、別途手続きが必要です。
第二種奨学金の利率の算定方法	貸与時は変更可能ですが、貸与終了後は変更できません。また、在学中においても40ページ「奨学生採用後に変更できない項目」の第一種奨学金又は授業料後払い制度+入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法は変更できません。
返還方式	第一種奨学金については、返還方式(「定額返還方式」又は「所得連動返還方式」)を変更できます。なお、貸与終了後は「定額返還方式」から「所得連動返還方式」への変更は可能ですが、「所得連動返還方式」から「定額返還方式」への変更はできません。(15ページ 11 (3) 返還方式の変更(第一種奨学金のみ)参照)なお、授業料後払い制度は所得連動返還方式となります。定額返還方式を選択することはできません。
連帯保証人・保証人・本人以外の連絡先となる人物の変更	選任条件を十分に確認してください(20～22ページ参照)。
保証制度(人的保証から機関保証への変更)	人的保証から機関保証に変更する場合は、既に貸与を受けた奨学金に対する保証料を一括で入金する必要があります(18ページ 13 参照)。

[奨学生採用後に変更できない項目]

項目	留意事項
入学時特別増額貸与奨学金の額	原則貸与月額の初回振込時に振り込まれます。
第一種奨学金又は授業料後払い制度＋入学時特別増額貸与奨学金の貸与を受ける場合の「入学時特別増額貸与奨学金」の利率の算定方法	原則貸与月額の初回振込時に全額振り込まれた時点で、利率の算定方法が確定します。
保証制度（機関保証から人的保証への変更）	機関保証から人的保証への変更はできません。

(4) 貸与の終了

次の場合は、奨学金の貸与が終了します。貸与終了時に「貸与奨学金返還確認票」が交付されますので、返還額等、記載された事項を確認してください。

- ① 満期：貸与終期までの貸与が完了したとき。
- ② 辞退：奨学金が必要でなくなった旨の申出があったとき
(奨学生本人が債務整理手続きを開始したときは、奨学金の辞退手続きが必要です)。

- ③ 退学：大学院を退学したとき。
- ④ 廃止：成績不振・学校処分等により奨学生として適格でないと認定されたとき。
- ⑤ 死亡：奨学生本人が死亡したとき。

※授業料後払い制度は、奨学生に課せられている授業料の都合により、辞退、退学、死亡の申し出や廃止の認定を受けた後に授業料支援金が振り込まれる場合があります。その場合も返還が必要です。

3 貸与終了後の返還

(1) 口座振替

貸与終了時に、大学院の指示に従い、スカラネット・パーソナルもしくは金融機関の窓口で、奨学金返還のための口座振替の加入手続きをしてください(奨学金を受けていた口座を振替用口座として利用する場合でも、加入手続きが必要です)。

(2) 返還額の決定と返還開始

返還額は返還方式や割賦方法(定額返還方式を選択した場合の「月賦返還」又は「月賦・半年賦併用返還」)、第二種奨学金の利率の算定方法により決定されます。

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合は、10月に返還開始)。返還は、(1)で手続きした金融機関の口座からの振替(引落し)によって行われます。振替(引落し)日は毎月27日(この日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)です。

返還額の決定に係る項目の掲載箇所	
利率の算定方法	11 ページ 8 (1)
増額貸与利率の算定方法	12 ページ 8 (2)
元利均等返還	12 ページ 9
返還方式の種類と概要	13～15 ページ 11 (1)
定額返還方式の割賦方法	15 ページ 11 (2)
月賦返還の例	41 ページ 3 (6)
奨学金貸与・返還シミュレーション	42 ページ 3 (7)

(3) 住所等に変更があった場合

あなたの住所、氏名、勤務先、電話番号等に変更があった場合には機構に届け出てください。

連帯保証人、保証人及び本人以外の連絡先についても、住所、氏名、電話番号等に変更があった場合には届け出てください。

(4) 繰上返還を希望する場合

貸与終了の翌月から繰上返還ができます。

第二種奨学金・入学時特別増額貸与奨学金について繰上返還をする場合、その繰上にあたる期間の利子はかかりません。ただし、返還据置期間(12ページ **9** 参照)の利子はかかります。

(5) 返還完了のお知らせ

返還が完了したときは、「返還完了証」を送付します。

(6) 月賦返還の例

第一種奨学金

◆第一種奨学金 2026年度大学院入学者

区分	貸与月額	貸与月数	返還総額	定額返還方式		所得連動返還方式
				月賦返還額	返還回数(期間)	返還金額と回数
修士課程	50,000円	24か月	1,200,000円	8,333円	144回(12年)	貸与終了後のあなたの収入に応じて返還月額・返還回数が変わります。 返還月額＝「課税対象所得×9%」÷12 (1円未満の端数は切り捨て) (子ども1人につき33万円を課税対象所得から控除します)
		36か月	1,800,000円	11,538円	156回(13年)	
	88,000円	24か月	2,112,000円	12,571円	168回(14年)	
		36か月	3,168,000円	14,666円	216回(18年)	
博士課程	80,000円	36か月	2,880,000円	15,000円	192回(16年)	
		48か月	3,840,000円	16,000円	240回(20年)	
	122,000円	36か月	4,392,000円	18,300円	240回(20年)	
		48か月	5,856,000円	24,400円	240回(20年)	

※授業料後払い制度は所得連動返還方式のみです。

第二種奨学金(4月から貸与を始める場合)

●定額返還方式の例

◆第二種奨学金

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.712%(注1)の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
50,000円	24か月	1,200,000円	1,338,343円	9,293円	144回(12年)
	36か月	1,800,000円	2,024,049円	12,974円	156回(13年)
	48か月	2,400,000円	2,743,117円	15,238円	180回(15年)
80,000円	24か月	1,920,000円	2,159,002円	13,839円	156回(13年)
	36か月	2,880,000円	3,318,571円	17,283円	192回(16年)
	48か月	3,840,000円	4,569,694円	19,040円	240回(20年)
100,000円	24か月	2,400,000円	2,743,117円	15,238円	180回(15年)
	36か月	3,600,000円	4,284,105円	17,849円	240回(20年)
	48か月	4,800,000円	5,712,141円	23,800円	240回(20年)
130,000円	24か月	3,120,000円	3,653,694円	16,915円	216回(18年)
	36か月	4,680,000円	5,569,341円	23,205円	240回(20年)
	48か月	6,240,000円	7,425,806円	30,941円	240回(20年)
150,000円	24か月	3,600,000円	4,284,105円	17,849円	240回(20年)
	36か月	5,400,000円	6,426,166円	26,775円	240回(20年)
	48か月	7,200,000円	8,568,306円	35,700円	240回(20年)

◆第二種奨学金 法科大学院で増額貸与を受けた場合

貸与月額	貸与月数	貸与総額	《参考》利率1.712%(注1) 増額部分利率1.912%の場合		返還回数(期間)
			返還総額 (元金+利子)	月賦返還額	
190,000円	24か月	4,560,000円	5,448,940円	22,704円	240回(20年)
	36か月	6,840,000円	8,173,505円	34,056円	240回(20年)
220,000円	24か月	5,280,000円	6,322,633円	26,344円	240回(20年)
	36か月	7,920,000円	9,484,065円	39,516円	240回(20年)

(注1) 2025年6月貸与終了者の利率(利率固定方式)です。

(注2) 月賦返還額の端数は最終回で調整されます。

(7)「奨学金貸与・返還シミュレーション」について

貸与月額等の条件を設定し、返還総額・返還回数等を試算することができるシステムです。
「奨学金貸与・返還シミュレーション」には、機構のホームページからアクセスしてください。

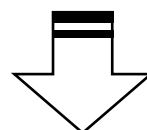
※授業料後払い制度については未対応です。



<奨学金貸与・返還シミュレーション>

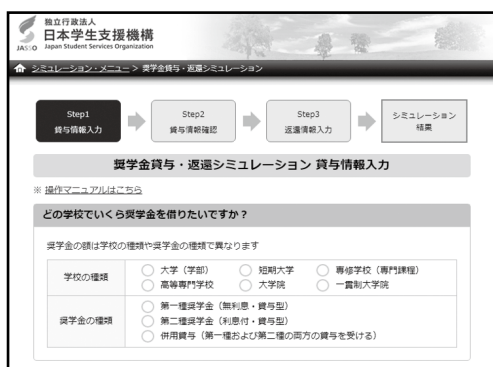


必要な奨学金や返還するときのことも考えて
シミュレーションしてみましょう。



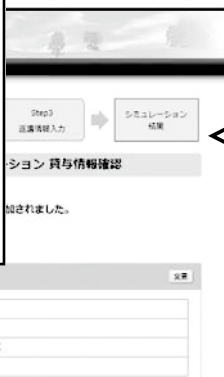
◇STEP 1◇

貸与情報（借りる時の情報）を入力します。



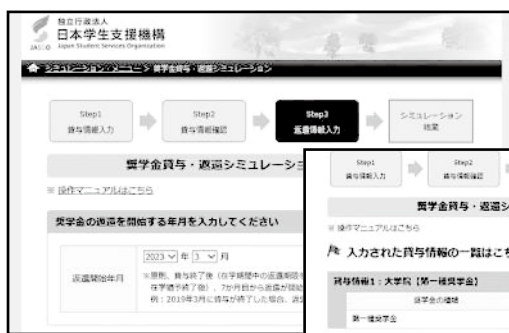
◇STEP 2◇

貸与情報（STEP 1 で入力した内容）の確認をします。



◇STEP 3◇

返還情報（返す時の情報）入力をします。



◇シミュレーション結果◇

STEP 1～3で入力した情報でシミュレートした結果を表示します。グラフも表示されます。結果は印刷できます。



画面はイメージです。

文言等については変更される場合があります。

(8) 返還が困難な場合の救済制度

返還が困難な場合は、本人からの願出により、返還期限の猶予等を認める場合があります（審査があります）。減額返還制度、返還期限猶予制度とも返還総額は変わりません。

救済制度	説明	1回の願出で適用される期間	適用期間の制限
減額返還	傷病、経済困難等の事由により返還月額を減額すれば返還できる場合に、願出により月々の返還額を3分の2、2分の1、3分の1又は4分の1に減額し、適用期間に応じた分の返還期間を延長して返還する制度です。	1年以内	通算15年間（180か月）まで
	 返還方式を「所得連動返還方式」とした第一種奨学金（授業料後払い制度を含む）については、減額返還制度は利用できません。		
返還期限猶予	傷病、経済困難等の事由により返還が困難になった場合に、願出により返還期限を先送りする制度です。	1年以内	通算10年間（120か月）まで ※ 願出の事由により異なる
在学猶予	奨学金の貸与が終了した後も引き続き学校に在学（進学）する場合に、願出により返還期限を先送りにする制度です。 在学終了の翌月から数えて7か月目に返還が開始（再開）します。	卒業予定期まで ※学校・課程によっては1年ごとの願出が必要	通算10年間（120か月）まで
返還免除	死亡又は精神・身体の障害により就労不能と診断された時は、願出により返還が免除される場合があります。		

(9) 奨学金の返還を延滞した場合

延滞金の賦課

奨学金の返還を延滞すると、延滞している割賦金（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金については利子を除く）の額に対し、年（365日あたり）3.0%の割合で返還期日の翌日から延滞している日数に応じて延滞金が課せられます。

督促・請求

機構又は機構が委託した債権回収会社等から、文書・電話等で返還の督促・請求を行います。人的保証の場合、連帯保証人や保証人へも督促・請求します。

個人情報情報機関への登録

延滞3か月以上になった場合、個人情報情報機関への登録対象となります。新たに返還を開始する方は、返還開始から6か月経過した時点で延滞3か月以上の場合に、個人情報情報機関への登録対象となります。登録の判定は、返還開始から6か月経過してからは、毎月行われます。（詳細は16ページ参照）

延滞が長期にわたった場合

返還期限が到来していない分を含め、返還未済額（元金、利子（第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金）、延滞金）の全額を一括で請求します（期限の利益の喪失）。これに応じない場合は次のとおり法的手続きを行うことがあります（44ページ参照）。

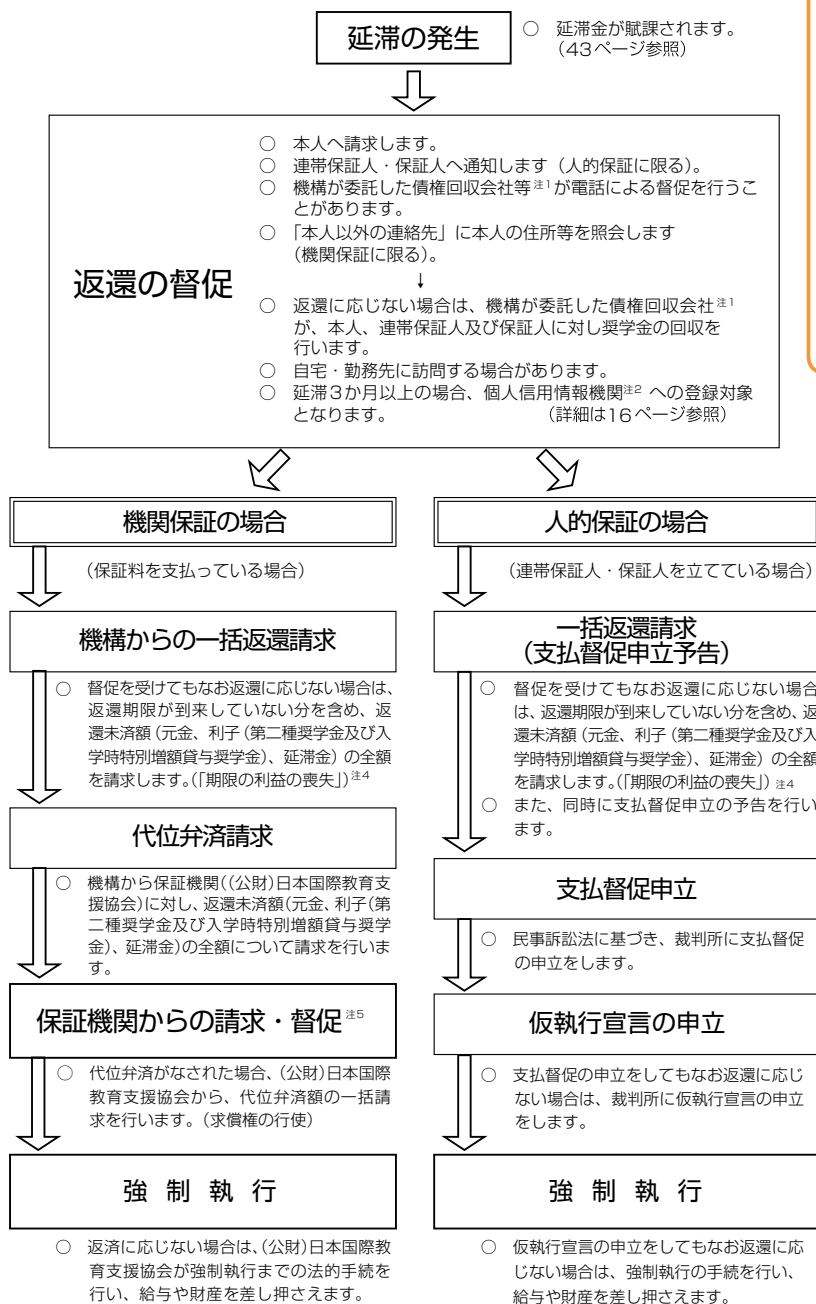
※督促を受けても返還期限猶予等の手続きや連絡がない等により、延滞を続けている者については、独立行政法人日本学生支援機構法施行令第5条第5項に定める「支払能力があるにもかかわらず割賦金の返還を著しく怠った」と判断すること等により、一括請求します。

機関保証制度の場合 保証機関があなたに代わって支払い（代位弁済）、その後は保証機関はあなたに一括請求を行います（保証機関からの請求に応じない場合、年10.0%の遅延損害金が増加され、最終的には強制執行までの法的手続きを行うことがあります）。代位弁済が行われても、必ず本人が保証機関に返済しなければなりません。なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することとなります。

人的保証制度の場合 民事訴訟法に基づく法的手続きを行い、最終的に強制執行まで行うことがあります（法的手続きを行った場合、その手続費用も併せて請求します）。

資料 奨学金の返還を延滞した場合

奨学金の返還を延滞した場合



奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まります(3月に貸与終了の場合、10月に返還開始)。貸与が終了する際は、所定の返還手続(40ページ参照)を行うことが必要になります。

なお、貸与が終了した後も学校に在学する場合は、在学猶予の手続を行ってください。また、傷病や経済困難等により返還が困難となった場合には、減額返還又は返還期限猶予の救済制度(43ページ参照)の利用を検討する等、延滞とならないよう注意してください。

裁判所を通じた法的手続^{注3}

注1 債権回収会社とは「債権管理回収業に関する特別措置法」に基づいて法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた、債権の管理回収を専門とする株式会社のことをいい、通称「サービサー」と呼ばれるものです。

注2 個人信用情報機関とは、会員(銀行等)から消費者の個人信用情報(消費者のローンやクレジットに関する情報である契約内容、利用状況、返済状況など個人の経済的信用に関する情報)を収集・蓄積し、会員(銀行等)からの照会に対し信用情報を提供する業務を行う機関です。

注3 支払督促申立以降に生じた手続費用は、本人の負担になります。

注4 期限の利益とは、期限の到来までは債務の履行を請求されないという債務者の利益のことをいいます。返還期日が到来するまでは、その返還期日の割賦については請求されることはありません。ただし、期限の利益を喪失すると、返還期日未到来分を含めて、元金・利子(第二種奨学金及び入学時特別増額貸与奨学金)・延滞金の全額を一括返還請求されます。

注5 なお、特別な理由がある場合には、保証機関は、あなたの事情に応じて個別に対応することになります。

参考1 機関保証制度の保証料（目安）

最新の情報及び下表の記載例以外の場合については、日本学生支援機構のホームページでご確認ください。



(1) 第一種奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	50,000円	24月	1,200,000円	144月	1,517円
	88,000円		2,112,000円	168月	3,054円
専門職大学院の課程（3年課程）	50,000円	36月	1,800,000円	156月	1,602円
	88,000円		3,168,000円	216月	3,723円
修士・博士後期課程	80,000円	36月	2,880,000円	192月	3,065円
	122,000円		4,392,000円	240月	5,629円
博士医・歯・薬・獣医学課程	80,000円	48月	3,840,000円	240月	3,635円
	122,000円		5,856,000円	240月	5,543円

（注）一貫制博士課程は、機構のホームページをご覧ください。

	貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
入学時特別増額貸与奨学金	100,000円	1月	100,000円	36月	1,031円
	200,000円		200,000円	72月	3,986円
	300,000円		300,000円	84月	6,915円
	400,000円		400,000円	120月	12,860円
	500,000円		500,000円	120月	16,075円

(2) 授業料後払い制度

●授業料支援金

区分		貸与期間	貸与総額	保証料総額	（参考） 授業料相当額（支援対象授業料）
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	国・公立	24月	1,107,642円	36,042円	1,071,600円
	私立		1,611,345円	59,345円	1,552,000円
専門職大学院の課程（3年課程）	国・公立	36月	1,667,894円	60,494円	1,607,400円
	私立		2,420,763円	92,763円	2,328,000円

※上表は各貸与期間において、支援対象授業料として学校が指定できる上限額（1年間の額：国公立535,800円、私立776,000円）の貸与を受けた場合の例です。

●生活費奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	保証料月額
修士・博士前期課程 専門職大学院の課程（2年課程）	20,000円	24月	480,000円	516円
	40,000円		960,000円	1,301円
専門職大学院の課程（3年課程）	20,000円	36月	720,000円	597円
	40,000円		1,440,000円	1,367円

(3) 第二種奨学金

区分	貸与月額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額
大学院全課程	50,000円	24月	1,200,000円	144月	1,839円
		36月	1,800,000円	156月	1,948円
		48月	2,400,000円	180月	2,181円
		60月	3,000,000円	204月	2,398円
	80,000円	24月	1,920,000円	156月	3,164円
		36月	2,880,000円	192月	3,751円
		48月	3,840,000円	240月	4,486円
		60月	4,800,000円	240月	4,418円
	100,000円	24月	2,400,000円	180月	4,496円
		36月	3,600,000円	240月	5,695円
		48月	4,800,000円	240月	5,608円
		60月	6,000,000円	240月	5,523円
	130,000円	24月	3,120,000円	216月	6,862円
		36月	4,680,000円	240月	7,403円
		48月	6,240,000円	240月	7,290円
		60月	7,800,000円	240月	7,179円
	150,000円	24月	3,600,000円	240月	8,673円
		36月	5,400,000円	240月	8,542円
		48月	7,200,000円	240月	8,412円
		60月	9,000,000円	240月	8,284円
	190,000円 (15万円+4万円)	24月	4,560,000円	240月	10,997円
		36月	6,840,000円	240月	10,831円
	220,000円 (15万円+7万円)	24月	5,280,000円	240月	12,742円
		36月	7,920,000円	240月	12,551円

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院課程で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

(4) 第二種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金（30万円を選択した場合）

区分	貸与月額	増額貸与額	貸与期間	貸与総額	返還回数	保証料月額	増額分の保証料額
大学院全課程	50,000円	300,000円	24月	1,500,000円	156月	1,979円	11,877円
			36月	2,100,000円	180月	2,216円	13,296円
			48月	2,700,000円	180月	2,182円	13,092円
			60月	3,300,000円	228月	2,643円	15,861円
	80,000円		24月	2,220,000円	168月	3,384円	12,690円
			36月	3,180,000円	216月	4,161円	15,606円
			48月	4,140,000円	240月	4,488円	16,833円
			60月	5,100,000円	240月	4,420円	16,575円
	100,000円		24月	2,700,000円	180月	4,499円	13,497円
			36月	3,900,000円	240月	5,697円	17,091円
			48月	5,100,000円	240月	5,610円	16,830円
			60月	6,300,000円	240月	5,525円	16,575円
	130,000円		24月	3,420,000円	240月	7,519円	17,352円
			36月	4,980,000円	240月	7,406円	17,091円
			48月	6,540,000円	240月	7,293円	16,830円
			60月	8,100,000円	240月	7,181円	16,572円
	150,000円		24月	3,900,000円	240月	8,676円	17,352円
			36月	5,700,000円	240月	8,544円	17,088円
			48月	7,500,000円	240月	8,415円	16,830円
			60月	9,300,000円	240月	8,286円	16,572円
	190,000円 (15万円+4万円)		24月	4,860,000円	240月	11,001円	17,370円
			36月	7,140,000円	240月	10,833円	17,106円
	220,000円 (15万円+7万円)		24月	5,580,000円	240月	12,744円	17,379円
			36月	8,220,000円	240月	12,553円	17,118円

（注）表中では、「入学時特別増額貸与奨学金」を「増額」と表記しています。

（注）大学院の貸与月額19万円及び22万円は、法科大学院で、貸与月額15万円に4万円又は7万円の増額貸与を希望する場合に限ります。

（特記事項）

- ① 保証料は、貸与月額、貸与期間、貸与利率及び返還期間等により異なります。
※45～本ページの保証料額は、2025年度に新たに奨学生として採用された方の例であり、目安です。
- ② あなたの保証料月額は、奨学生採用時に交付される「奨学生証」でお知らせします。
- ③ 保証料は、原則として機構が毎月の奨学金貸与額から差し引いて徴収し、保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会）に支払います。
- ④ 入学時特別増額貸与奨学金の保証料は、この奨学金が交付されるときに1回払いとなります。

参考2 機関保証制度の「保証委託約款」

独立行政法人日本学生支援機構が行う学資の貸与に係る保証委託約款
(保証の委託)

第1条 私は、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)から奨学金の貸与を受けるにあたり、公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「協会」という。)に保証を委託します。

(保証の範囲)

第2条 私が、協会に委託する保証の範囲は、私が機構との間の返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)、確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書等(以下「返還誓約書等」という。)により締結する奨学金貸与契約に基づいて、機構から貸与を受ける奨学金の元金、利息及び延滞金の債務(以下「奨学金返還債務」という。)とします。

2 前項の保証の期間は奨学金の貸与の開始から奨学金返還債務の返還の完了までの期間とし、奨学金貸与契約の定めるところにより貸与又は返還の期間が変更される場合は、保証の期間も同様に変更されるものとします。

(奨学金貸与契約の遵守)

第3条 私は、協会の保証を得て奨学金の貸与を受けるにあたっては、この約款のほか、奨学金貸与契約に定められた条項を遵守し、奨学金返還債務については、機構に対して期日に遅滞なく返還します。

(保証料等)

第4条 私は、協会の保証により奨学金の貸与を受けるときは、協会が定める保証料算出方法による保証料(以下「所定の保証料」という。)を協会の定める期日に支払います。その支払の方法は、私が貸与を受ける奨学金から所定の保証料の額を機構が差し引きこれを機構が協会に送金する方法とし、この場合、所定の保証料の額を差し引いた奨学金の残額が私に交付された時点で、当該差し引かれた額の保証料に係る私の支払の義務は履行されたものとします。ただし、第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)及び第二種奨学金(海外)の貸与を受ける場合を除き、私の申出に基づき、所定の保証料を私が直接協会に支払う方法によることのできることを、この場合の申出及び支払の方法等については、協会の定めるところによるものとします。

2 前項ただし書きの方法をとる場合に、私が保証料の払込みを怠ったときは、協会はこの保証委託を解除することができるものとします。また、協会は保証料の払込みがない旨を機構に通知するものとします。

3 私が、協会に保証を委託する前に奨学金貸与契約に基づき機構から貸与を受けた奨学金がある場合には、この額に対応するものとして協会が定める保証料算出方法による保証料を協会の定めるところにより原則一括して協会に支払うものとします。

4 私が支払った保証料について次の各号に掲げる場合においては、協会が定める保証料の返戻を受けることができるものとします。ただし、返還完了までの間において私が延滞した場合、私が当初の約定と異なる返還をした場合等は、協会は返戻しないことがあるものとします。なお、次の第1号、第2号及び第3号の場合の返戻される金額は、返戻に要する経費を差し引いた額とします。

(1) 私が、繰上返還又は機構から返還を一部免除される等により、定額返還方式においては奨学金貸与契約により貸与終了時に定める最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日(貸与終了後に機関保証に加入した者については、定額返還方式においては当該加入時における最終の返還期日となるべき日、所得連動返還方式においては所得に連動した割賦金を約定どおり返還した際に最終の返還期日となるべき日)前に奨学金返還債務の履行を完了したとき。

(2) 私が、機構から奨学金の返還を全額免除されたとき。

(3) 私が、保証料の過払いをしたとき。

(4) 違算により保証料の過払いがあったとき。

5 保証料の返戻の方法は、奨学金振込口座又は返還金自動引落し口座への入金によるものとします。ただし、前項第2号に定める全額免除のうち、死亡による免除の場合は、申請者の届け出た口座への入金とします。

(保証の効力)

第5条 協会が行う債務の保証は、私から書面による保証委託及び所定の保証料の支払があり、かつ、私が機構と奨学金貸与契約を締結のうえ、奨学金の交付を受けることにより効力を生ずるものとします。

(保証の形態)

第6条 協会が行う保証の形態は、連帯保証とします。

(届出事項)

第7条 私は、保証期間中に氏名、住所、電話番号又は勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに機構を通じて協会に届け出ます。

2 前項の届出を私が怠ったために協会から私あての連絡又は送付書類等が延着し又は到達しなかった場合には、当該変更前の住所、電話番号等に通常到達すべきときに到達したものとします。

(調査)

第8条 私は、この保証に関して、法令等で認められる範囲で、私の財産、収入、信用等について協会から調査を受けても異議を述べないものとします。

(注) 本約款は2025年8月時点のものです。関係規程等の変更により改正後の規定が適用される場合もありますので、予めご承知おきください。

(保証債務の履行)

第9条 私が、機構に対する奨学金返還債務の履行を怠ったため、協会が機構から保証債務の履行(以下「代位弁済」という。)を求められた場合には、協会は私に対し何ら通知することなく、協会と機構との間の包括保証契約書の規定に基づき代位弁済をすることができるとし、代位弁済を行った場合にはその旨を遅滞なく私に通知するものとします。

2 協会の前項の弁済によって機構に代位する権利の行使に関しては、奨学金貸与契約のほか、この約款の各条項が適用されるものとし、協会は権利の行使方法を速やかに私に提示するものとします。

(求償権の範囲)

第10条 私は、協会が前条第1項の規定により代位弁済をしたときは、前条第2項により提示された権利行使の方法に応じて、その弁済額及び求償に要した費用を直ちに協会に返済します。

2 私は、前項の規定により返済すべき金額について協会が代位弁済を行った日の翌日から私が当該金額を協会に返済する日までの日数に応じ、弁済すべき金額に対して年10パーセントの割合の遅延損害金を協会に支払います。この場合の遅延損害金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

(求償権についての返済期限の猶予)

第11条 私が、次の各号の一に該当する場合は、協会は前条第1項及び第2項に基づく返済債務に係る返済期限を猶予することができるものとします。

(1) 災害又は傷病によって返済が困難となったとき。
(2) 高等専門学校、大学、大学院又は専修学校の専門課程等に在学するとき。
(3) 外国の学校又は研究所若しくは研究機関において研究に従事するとき。
(4) 生活保護法による生活保護を受けているとき。
(5) その他真にやむを得ない事由によって返済が著しく困難となったとき。

2 前項各号の猶予期間は次のとおりとします。

(1) 第2号に該当するときは、その事由が継続する期間
(2) その他の各号の一に該当するときは、1年以内とし、更にその事由が継続するときは、願い出により重ねて1年ずつ延長することができるものとします。ただし、第3号又は第5号に該当するときは、協会が更に延長する必要を認めた場合を除き、それらを通じて5年を限度とします。

(求償権についての返済免除)

第12条 私が死亡し、又は精神若しくは身体の障害により労働能力を喪失し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私又は私の相続人は返済債務の全部又は一部の免除を受けることができるものとします。

2 私が精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有し、その返済債務の履行ができなくなったときは、私は返済債務の一部の免除を受けることができるものとします。

(返済期限の猶予及び返済免除の手続)

第13条 第11条に基づく返済期限の猶予及び前条に基づく返済免除は、協会の定めるところにより、私又は私の相続人から所定の証明書類を添えて協会に願い出があったとき、協会において審査のうえ、これを行うかを決定するものとします。

(返済の充当順序)

第14条 私の返済する金額が、この保証委託から生じる私の協会に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、協会が適当と認める順序・方法により充当することができるものとします。

(業務の委託)

第15条 私は、協会が私に対して有する債権の回収を第三者に委託しても異議を述べません。

(公正証書の作成)

第16条 私は、協会の請求があるときは、この契約に係る債務の履行につき、直ちに強制執行に服する旨の文言を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続をします。

(管轄裁判所の同意)

第17条 私は、この契約に関して紛争が生じた場合は、協会を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

(個人情報の開示、訂正及び削除)

第18条 私は、協会に対して、協会が保有する私自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2 開示請求により、万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合、私は、当該情報の訂正又は削除の請求ができるものとします。

(代位弁済後の完済等の情報の提供)

第19条 私は、機構から奨学金貸与を受けるにあたり同意した返還誓約書等又は個人信用情報の取扱いに関する同意書に基づいて、機構から協会に対し返済債務の完済等の情報の提供依頼があった場合、完済等の情報を協会から機構に提供することに同意します。



ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp/>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

よくあるご質問（大学院予約）

奨学金の申込手続きに関するよくある質問をまとめて掲載しています。



奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご活用ください。



進学資金シミュレーター

必要事項を入力することで、家計基準以下であるか試算できます。シミュレーション結果と実際の選考結果は必ずしも一致しません。



奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



スカラネットのログイン方法

スカラネットのログイン方法などの動画を掲載しています。



スカラネット・パーソナル（スカラPS）

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



地方公共団体や企業による奨学金返還支援

奨学金の返還額の一部又は全額を支援している地方公共団体・企業があります。詳しくは日本学生支援機構のホームページにて確認してください。

地方公共団体による奨学金の返還支援（地方創生）



企業による奨学金返還支援（代理返還）



申込みにに関するお問合せ先

日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301

ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～20:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」「用意する書類が分からない」



0570-001-320

ナビダイヤル
全国共通

月曜日～金曜日 9:00～18:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

【申込情報の保護について】

申込みは、インターネット（スカラネット）により行います。

日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」（※）に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局：ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務（返還業務を含む。）及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報（奨学金の返還状況に関する情報を含む。）が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。